

# インターネットによる財産被害対策について

---

平成26年5月  
消費者庁

# 決濟代行業者登録制度

---

## 決済代行業者登録制度の概要

- 決済代行業者登録制度は、**決済代行業者が介在する取引であることや決済代行業者の名称や連絡先等が、消費者や関係者にとって分かりやすく示すことを目的**として、平成23年7月から任意の登録制度として開始。
- 平成26年5月14日時点で33社が登録。

### 制度概要

- ・登録は「**任意**」。
- ・運営事務局は申請内容に事実と反する点がないと認められる場合、登録簿に登録する。
- ・登録決済代行業者は、決済代行サービスを利用する販売業者に対し、当該販売業者の個々の取引において、
  - ①**当該決済代行業者が介在していること**
  - ②**当該当該決済代行業者が「登録簿」に登録されていること**
  - ③**当該決済代行業者の名称、連絡先**を分かりやすく表示させる。
- ・なお、ウェブサイト上で、本制度は、「登録されている決済代行業者の事業活動全般の適法性及び適正性並びに当該決済代行業者が関与する個々の取引の適法性及び適正性を保証するものではない」旨を記載。

### 決済代行業者登録制度サイト

<http://www.caa.go.jp/kessaidaikou/home.html>

決済代行業者 登録制度サイト

HOME

規約 申請書兼変更申請書 登録簿 よくあるご質問 問い合わせ・情報提供窓口

#### 2 決済代行業者登録制度について

決済代行業者登録制度は、消費者にとって決済代行業者の名称・連絡先、決済代行業者の介在する取引であること等を分かりやすく示されていることを目的として運用されているものです。

- すでに登録されている決済代行業者が、登録制度に基づく登録を受けていることが、当該決済代行業者の事業活動全般の適法性及び適正性並びに登録を受けた決済代行業者が関与する個々の取引の適法性及び適正性を保証するかのよう表示等を行っていた場合
- 登録業者リストに掲載されていないにも関わらず、登録業者であるかのよう表示等を行っていた場合

は、情報提供窓口より、事務局にお知らせ下さい。

決済代行業者登録制度規約 (PDF)

申請書兼変更申請書

PDF XLS

## 有識者会議の開催

○実証調査を開始から3年目に突入したことから、有識者会議を設置し、これまでの調査結果及び効果を検証、評価するとともに、今後の登録制度の在り方、課題等について検討した。

### 構成メンバー

・尾嶋 由紀子氏  
全国消費生活相談員協会広報部長

◎杉浦 宣彦氏（座長）  
中央大学大学院戦略経営研究科  
（ビジネススクール）教授

・角田 美穂子氏  
一橋大学法学研究科教授

・原田 由里氏  
一般社団法人ECネットワーク 理事

・森 亮二氏  
英知法律事務所 弁護士

・山本 正行氏  
山本国際コンサルタンツ 代表

（オブザーバー）  
警察庁、金融庁、経済産業省、国民生活センター

### 開催実績

<第一回（平成25年9月27日）>

- ・有識者会議の運営について
- ・決済代行業者登録制度の現状等について

<第二回（平成25年10月17日）>

- ・消費者トラブルに対するクレジットカード会社及び決済代行業者の対応について

<第三回（平成25年11月29日）>

- ・国際ブランドの取組について
- ・決済代行業を巡る法的議論の整理について

<第四回（平成25年12月17日）>

- ・詐欺的サイト運営事業者に対する対応の現状等について

<第五回（平成26年1月16日）>

- ・平成26年度以降の決済代行業者登録制度の運営について

<第六回（平成26年3月10日）>

- ・実証調査報告書(案)について

## 報告書(概要) 【1. より有効・有用な登録制度の構築】

### 現状

- **現行の登録制度は**、当初の目的である「決済代行業者の名称・連絡先、決済代行業者が介在する取引であること等を示すこと」については**一定の効果がある**
- 一方で、登録制度は「悪質な業者の排除または悪質な営業を抑制する」効果は限定的
- 消費生活相談員の7割、登録業者の6割が制度の**継続を希望する一方、改善の必要性を指摘**

### 課題

- 限られた数の決済代行業者しか登録されておらず、消費者トラブルに介在する業者等の情報を入手することができない
- 決済代行業及び登録制度に対する社会的認知度・理解度が未だに低い
- **連絡先以外にも消費生活相談員、消費者等に役立つ情報の提供が求められている**
- 一方、**新たな登録項目の申告・公開を登録事業者に強制することは、新規事業者の登録を躊躇させる、現在の登録業者が登録制度から脱退してしまう等の可能性もあり**、「決済代行業者の名称、連絡先の確保」等の当初の登録制度の目的・趣旨を損なう恐れがある

### 方向性

- ◎ **登録事業者数の更なる拡大と事業者による任意の登録項目の追加**
  - 1) 登録事業者数の更なる拡充を図るため、未登録事業者等へ積極的に働きかけ、登録制度に対する理解を求めつつ、制度への登録を促すべき
  - 2) 連絡先等の現在の基本的な登録情報に加え、**事業者による任意の登録情報の追加**(例: 加盟店の業種構成、越境取引の有無(契約先アクワイアラの所在)、情報セキュリティ体制等) **を可能にすべき**
- ◎ **決済代行業に係る情報の共有・公開**
  - 1) 登録制度ウェブサイト等を活用して、消費者等に対して、登録制度の趣旨・役割、決済代行業の役割、決済代行業者の介在するトラブル事例等について積極的に紹介することにより、登録制度や決済代行業への社会的な認知度・理解度を高めるべき
  - 2) 登録情報や(独)国民生活センターや全国の消費生活センターが相談業務等を通じて取得した決済代行業に係る情報については、関係者間で共有を図り、決済代行業者に係る消費者トラブルの解決等のために活用すべき

## 報告書(概要) 【2. 事業者等による安心・安全な決済環境の構築に向けた取組の強化】

### 現状

- 決済代行業者には、現行法上規制はかけられていないが、**国内の決済代行業者の多くは、加盟店契約の締結にあたり業務内容等の審査を実施**
- 一方で、**一部の決済代行業者は、海外の現地法人等を通じて海外アクワイアラーと契約することにより、日本のアクワイアラーが加盟を認めないような詐欺的事業者の国際カード取引を仲介**している
- ECサイトは業種変更が容易であることから、加盟時とは異なる事業を営み、トラブルを引き起こしているケースもある

### 課題

- どの事業者が海外アクワイアリングを行っているのかが見えにくい
- 決済代行業界は、**いわゆる「業界団体」が存在しないため、業者間の繋がりが希薄**と考えられ、トラブル防止等に有益な情報、優良な取組事例等の情報共有を図ることが困難
- 新規加盟時の厳格な審査に加え、加盟後に問題を起こした際に迅速に対応しうる加盟店管理体制の構築が必要
- 国内法を改正し、**法的規制を導入したとしても、海外の事業者等に対し規制を及ぼしていくことには一定の限界がある**

### 方向性

#### ◎ 厳格な新規加盟審査・途上管理の実施

- 1) **決済代行業者は、新規の加盟店審査に加え、加盟後も常時(定期的に)加盟店をモニタリング**し、悪質な行為が見られる場合には必要な対応を行うべき
- 2) カード会社は、決済代行業者に対し、カード会社自らが行うものと同様な加盟店審査、途上管理等を実施するよう要求するとともに、自らが保有する悪質な加盟店に関する情報の提供等により、決済代行業者の加盟店管理を支援していくべき
- 3) 国際ブランドは、クレーム情報の提供等、カード会社等と連携し、不適切な取引を排除するような取組を行うべき
- 4) 関係省庁も、各国の関係機関と海外事業者が介在する消費者トラブル、不当行為等について情報共有、意見交換を行うとともに、国際的な議論の場で決済代行業に関する問題、取組等について積極的に提起・提案していくべき

#### ◎ 関係者間の情報共有・意見交換の場や仕組みの構築

- 1) 決済代行業者は、登録制度HP等を活用し、加盟店管理等の情報を提示することにより、信頼度向上を図るべき
- 2) **業界団体の設立等、決済代行業者間の情報共有・意見交換のための場や仕組みを構築すること**により、トラブルを起こす悪質な加盟店の情報の共有、共通課題の検討等、今後の決済代行業界の健全な発展に必要な取組を積極的に行うべき
- 3) 決済代行業に係るトラブルの減少等に向けた**決済代行業者による積極的な取組が見られない場合には、将来的に、決済代行業者に対する法的規制を検討することも必要**

## 報告書(概要) 【3. 詐欺的サイトを巡る消費者トラブル防止のための積極的な取組】

### 現状

○決済代行業が介在していると思われる消費者相談の大半がサクラサイト等の詐欺的なサイトサービスそのものに関するもの

○出会い系サイト規制法により、出会い系サイト事業は都道府県公安委員会への届出制となっており、事業開始後も公安委員会の監督を受けるとともに、悪質なサイトの詐欺的行為については刑法の適用を受ける。

### 課題

○サクラサイト等に関する消費者トラブルが多く発生しており、これらの詐欺的なサイト事業者に対する取締りの強化等、直接的な対応が必要

○一方で、サクラサイトの実態を解明し、当該サイト運営事業者を検挙するまでには、相当の期間を要することから、被害拡大防止も重要である。

○詐欺的なサイトを巡るトラブルに消費者が巻き込まれないよう未然に防止するための対策も必要

### 方向性

◎ 詐欺的サイトに係る消費者トラブルの防止のための取組の強化

- 1) サクラサイト等の悪質な詐欺的なサイト事業者に対し、引き続き関係省庁が連携して厳格な法執行を行っていくべき
- 2) 詐欺的なサイトを巡る消費者トラブルの未然防止のため、消費者に対する積極的な注意喚起、啓発を実施すべき

# 関係省庁の連携、法執行、 消費者教育・啓発等

---

## 関係省庁等の連携状況 ～インターネット消費者取引連絡会～

### 設置経緯・目的

- 「インターネット消費者取引研究会」取りまとめ(平成23年4月)において、消費者の安全・安心の確保のためには、法律に基づく行政の措置とあわせ、民間事業者などのより柔軟かつ機動的な取組を促していくことが重要であると指摘。
- そのため、新たに発生しつつある課題を共有し、関係者に対応を働きかけていくための連携・協力の場として当該連絡会を活用し、関係者の取組の円滑化を図っていくこととしたもの。

### 出席メンバー

- 行政機関関係
  - 消費者庁
  - 警察庁
  - 総務省
  - 経済産業省
  - 東京都
- 事業者関係
  - 公益社団法人日本通信販売協会
  - 一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム
  - 日本アフィリエイト交流振興会
- 消費者相談関係
  - 東京都消費生活総合センター
  - 一般社団法人ECネットワーク
- オブザーバー
  - 電子商取引に知見を有する法曹関係者 等

### 開催状況

- 第1回 各種取組の情報共有(平成23年7月)
- 第2回 広告表示等(同年9月)
- 第3回 出会い系サイト等(同年12月)
- 第4回 ソーシャルゲーム(平成24年2月)
- 第5回 ソーシャルゲーム等(同年5月)
- 第6回 消費者啓発等(同年8月)
- 第7回 ソーシャルゲーム・ロコミサイト(同年12月)
- 第8回 ロコミサイト・スマホアプリ(平成25年3月)
- 第9回 アプリ型ゲーム(同年6月)
- 第10回 SNS(同年9月)
- 第11回 ネットワーク系ゲーム(同年12月)
- 第12回 詐欺的なネット通販サイト(平成26年3月)

## 景品表示法や特定商取引法等の執行状況

### 景品表示法

ウェブサイト上で行われていた不当な表示に対して、消費者庁では、景品表示法に基づき、平成23年度においては11件、平成24年度においては19件、平成25年度においては36件の措置命令を行った。

### 健康増進法

インターネットにおける健康食品等の虚偽・誇大表示のおそれのある文言等を含む表示をしていた事業者に対して、平成23年度においては259件、平成24年度においては458件、平成25年度においては298件の表示の適正化を求めた。

### 特定商取引法

国(消費者庁及び経済産業局)は、特定商取引法に基づき、ウェブサイトを利用した販売業者又は役務提供事業者に対して、平成23年度以降22件の業務停止命令と9件の指示を行った。

### これまでの取組

平成24年4月

- インターネットを通じた海外ショッピング時のトラブルと注意すべき5つのポイント  
～消費者庁越境消費者センター(CCC)に寄せられた相談から～

平成25年2月

- そのネットショッピング、本当に大丈夫？  
～模倣品の販売が確認された海外ウェブサイトを公表します～
- その商品、模倣品かも...??  
～模倣品を販売するウェブサイトを見抜く4つのチェックポイント～

同年4月

- 消費者が実行すべきポイント  
～「ソーシャルゲーム」、「ロコミ(サイト)」、「サクラサイト」について～
- インターネット取引に係る消費者トラブルの実態調査

同年10月

- 海外ショッピングのトラブルに関する相談事例の公開 ※随時追加

平成26年2月

- 悪質な海外ウェブサイトを公表します  
～海外ネット通販サイトでの模倣品・詐欺に注意～ ※平成26年5月9日時点で105サイトを掲載